

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成21年7月6日

株式会社 Nexyz.BB  
代表取締役社長 近藤 忍 殿

金融庁監督局保険課長 長谷川 靖

平成21年7月2日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。

また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1. 回答

照会のあった具体的事実について、内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではない、と考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

保険業法第2条第1項によれば、「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けを行う事業が「保険業」に該当するものとされている。

そして、予め事故発生に関わらず金銭を徴収して事故発生時に役務的なサービスを提供する形態が保険業に該当するかどうかについては、「当該サービスを提供する約定の内容、当該サービスの提供主体・方法、従来から当該サービスが保険取引

と異なるものとして認知されているか否か、保険業法の規制の趣旨等を総合的に勘案して」判断することとされている（少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ－１－１（１）（注２））。

これに照らすと、照会者が、照会文書に記載された範囲において、照会者のインターネット接続サービスへの接続機器（無線 LAN アダプタ）・同機器に接続されたパソコン・同パソコンに接続されたプリンタ（以下、総称して「インターネット接続機器等」という。）に対する修理サービス（以下、「本件修理サービス」という。）を行うことは、以下の事情等を総合的に勘案すると、「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けを行う事業に該当しないものと認められ、「保険業」に該当しないと考える。

本件修理サービスに係る約定の内容は、専ら役務の提供を約するものであり、金銭的な損失をてん補を約するものではないこと。また、修理サービスは 1 事故あたり 5 万円相当を上限としており、高額な役務提供を予定しているものではないこと。

②本件修理サービスは、外部委託先の業者が、照会者に対して定期的な報告義務を負い、照会者の監督下に置かれるなど、専ら外部委託等により他者に行なわせるものではないこと、充実したインターネット接続サービス及びセキュリティサービスの提供にとって非常に有益なものであること、サービス提供先となる顧客は照会者のインターネット接続サービス及びセキュリティサービスの利用者に、対象となるインターネット接続機器等は顧客が実際に利用しているものにそれぞれ限定されており、対象事由からは、自然災害・利用者に帰責事由がある場合などが除かれていること、修理サービスは 1 事故あたり 5 万円相当を上限としており、あくまで本業たるインターネット接続サービス及びセキュリティサービスの提供に従属するサービス提供と捉えることができること等からすると、照会者の行なうインターネット接続サービス及びセキュリティサービスの提供に密接に関連し付随する取引といえること。

家電商品等に係る修理サービスは、家電商品等の製造販売に付随するサービス提供システムとして認知されており、本件修理サービスは、かかるサービス提供システムに類似するものであること。

本件修理サービスは、専ら役務の提供を約するものであること、修理サービスは 1 事故あたり 5 万円相当を上限としており、高額な役務提供を予定していないこと等からすると、責任準備金の積立等の保険会社と同様の財務規制になじむものとは必ずしも言えないこと、約定の中で、対象機器・対象事由・対象除外事由・補償限度額等を明確にしていること、提供する役務の内容も機械の修理といった非常に単純・明確なものであること等からすると、他の保険業法の規制を及ぼすべき特段の事情も見当たらないこと。

（参考）少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ－１－１（１）（注１）

一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもので、社会通念上その給付金額が妥当なものは保険業には含まれない。上記の「社会通念上その給付金額が妥当なもの」とは、10万円以下とする。

よって、本件修理サービスを内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではないと考える。